

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 <u>各1名</u></p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 <u>各1名</u></p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) 総務部広報課長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 <u>若干名</u></p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 <u>若干名</u></p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) 総務部広報課長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>